



様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和6年 6月 6日

茨城県知事 殿

提出者

住 所 茨城県神栖市東和田2番地
氏 名 鹿島塩ビモノマー（株）鹿島工場
代表取締役 宮島正紀
電話番号 0299-96-3415

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鹿島塩ビモノマー株式会社 鹿島工場
事業場の所在地	茨城県神栖市東和田2番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

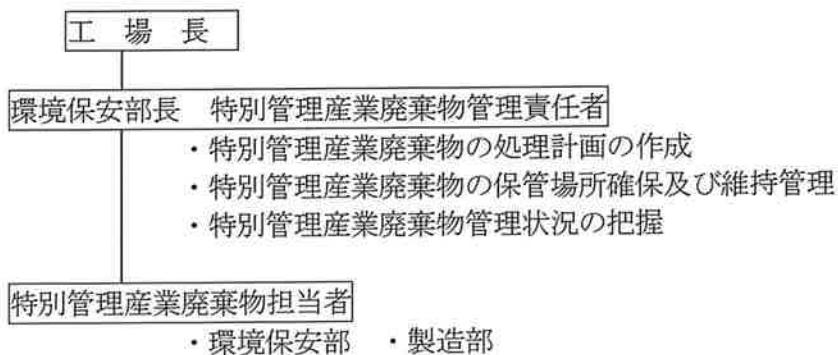
①事業の種類	16 化学工業
②事業の規模	製造品出荷額 59,642百万円
③従業員数	57人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	汚泥→自己中間処理(脱水) →脱水処理汚泥→全量委託し燃焼、溶解処分。

(日本工業規格 A列4番)



特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和5年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	1,500 t	t
① 現状	(これまでに実施した取組) ・前工程の運転管理改善（廃水処理）		
② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	
	排出量	1,500 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・排出量は、ほぼ生産量に支配される為、前年と同量を目標。 ・脱水汚泥の含水率の改善。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 全量脱水汚泥のみで燃焼、溶解処理を実施している為、特に分別していない。
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記により特に予定はなし。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	
自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量		0 t		t
(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。				
② 計画		【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類		汚泥		
自ら再生利用を行 う 特別管理産業廃棄物の量		0 t		t
(今後実施する予定の取組) ・今後も予定はなし。				

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】		
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	
自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		0 t		t
自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量		1, 163 t		t
(これまでに実施した取組) ・関係する工程の排水管理改善。				
② 計画		【目標】		
特別管理産業廃棄物の種類		汚泥		
自ら熱回収を行 う 特別管理産業廃棄物の量		0 t		t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量		1, 250 t		t
(今後実施する予定の取組) 脱水機の改善、脱水汚泥の含水率低減。				

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】	
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類	汚泥
		自ら埋立処分を行つた 特別管理産業廃棄物の量	0 t t
		(これまでに実施した取組) ・埋立処分は実施していない。	
		【目標】	
② 計画		特別管理産業廃棄物の種類	汚泥
		自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t t
		(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和5年度）実績】	
① 現状		特別管理産業廃棄物の種類	汚泥
		全処理委託量	337 t t
		優良認定処理業者への 処理委託量	337 t t
		再生利用業者への 処理委託量	0 t t
		認定熱回収業者への 処理委託量	0 t t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t t
		(これまでに実施した取組) ・委託処分場には、定期に現地確認及び状況確認を実施している。 ・全委託量の全てを優良認定処理業者へ委託した。	

② 計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	汚泥	
	全処理委託量	250 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	250 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年度は全処理委託量の全てを優良認定処理業者へ委託した。 令和6年度も前年度と同様、処理委託量の全てを優良認定処理業者へ委託する。 			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。